

議案第 29 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するものであります。

令和 7 年 9 月 3 日提出

芽室町長 手 島 旭

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

江差町・上ノ国町学校給食組合が解散、脱退したことに伴い、本規約を変更しようとするものであり、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現 行																
別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 一略一 (2) 一部事務組合及び広域連合 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>一部事務組合及び広域連合</th></tr> <tr> <td>石狩管内～渡島管内</td><td>一略一</td></tr> <tr> <td>檜山管内</td><td>北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合</td></tr> <tr> <td>後志管内～根室管内</td><td>一略一</td></tr> </table> 附 則 <u>この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u>	区 分	一部事務組合及び広域連合	石狩管内～渡島管内	一略一	檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合	後志管内～根室管内	一略一	別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 一略一 (2) 一部事務組合及び広域連合 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>一部事務組合及び広域連合</th></tr> <tr> <td>石狩管内～渡島管内</td><td>一略一</td></tr> <tr> <td>檜山管内</td><td>北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、<u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u>、檜山広域行政組合</td></tr> <tr> <td>後志管内～根室管内</td><td>一略一</td></tr> </table>	区 分	一部事務組合及び広域連合	石狩管内～渡島管内	一略一	檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、檜山広域行政組合	後志管内～根室管内	一略一
区 分	一部事務組合及び広域連合																
石狩管内～渡島管内	一略一																
檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合																
後志管内～根室管内	一略一																
区 分	一部事務組合及び広域連合																
石狩管内～渡島管内	一略一																
檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、檜山広域行政組合																
後志管内～根室管内	一略一																